

岐阜市保健所及び岐阜市福祉健康センター電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市保健所及び岐阜市福祉健康センターで使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市都通2丁目19番地
- (3) 供給建物 岐阜市保健所及び岐阜市福祉健康センター
- (4) 業種及び用途 官公庁

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流三相三線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6, 600V
 - ウ 標準周波数 60Hz
 - エ 受電設備容量 300 kVA
 - オ 非常用自家発電設備 115 kVA、220V 系統連系なし
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間
 - 令和6年8月の検針日から令和7年8月の検針日の前日まで
- (4) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針日 2日（検針日程 02） 午前0:00
検針日の変更は不可
- (5) 需給地点
 - 岐阜市都通2丁目19番地 構内第一柱 開閉器 一次側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
 - 構内第一柱 開閉器 一次側接続点
- (7) 保安上の責任分界点
 - 電気工作物の財産分界点に同じ。
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で

四捨五入する。

ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市福祉部福祉政策課へ送付すること。WEBでの対応は不可とする。

ウ 支払いは納付書による入金のほか、指定口座への振込とする。

(3) 現在の供給業者

株式会社エネファント

(4) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

担当 福祉部福祉政策課 上村

電話 代表(058)265-4141 内線3006

直通 (058)214-2403

予定使用電力量等

供給年月	使用電力量(kWh)		
	その他季	夏季	合計
令和6年 8月		50,000	50,000
令和6年 9月		50,000	50,000
令和6年 10月	40,000		40,000
令和6年 11月	30,000		30,000
令和6年 12月	30,000		30,000
令和7年 1月	30,000		30,000
令和7年 2月	30,000		30,000
令和7年 3月	30,000		30,000
令和7年 4月	30,000		30,000
令和7年 5月	30,000		30,000
令和7年 6月	30,000		30,000
令和7年 7月		40,000	40,000
合計	280,000	140,000	420,000

- ※ 予定契約電力は、148kWとしている。
- ※ 予定平均力率は、100%とする。
- ※ 使用電力はいずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間としている。